

町奉行所の業務は行政・司法の多岐にわたり、所属する与力・同心はそのうちのいくつかの分課を受け持つ。与力では年番方、吟見方（御詮議役）、同心では三廻りが花形であるが、この役に就くには能力と経験が必要である。

また与力の分課はいわば、現在の都庁、警視庁の局または部の責任者であるから、経験のない若い与力が就任することはない。分課につかない与力は番方与力といい、奉行所の当直や訴訟の受付、市内の警備などを担当していた。

奉行所の与力・同心がどんな役目についていたか、その序列がどうであったかなどが町鑑に詳しく掲載されている。

五郎左衛門は文化4年および10年の町鑑では無役となっているが、分家の八右衛門は御詮議役（吟味役）という陽のあたる役についている。

1) 牢屋見廻役

五郎左衛門が最初についた牢屋見廻役であった。文化15年の町鑑でこのことが確認できるが、何年にこの役についたかは定かでない。

牢屋見廻役の定員は与力1人、同心2人。小伝馬町にある牢屋敷の担当であるが、牢屋そのものの見廻りではなく、牢屋敷を管理・運営している囚獄石出帯刀以下の役人が規則通り職務を遂行しているかどうかの監察が主たる役目である。

文政5年（1822）まで牢屋見廻役を勤めているから、最短でも5年間、この役にあったことになる。

牢屋敷の関係者にとって町奉行所は上級官庁、その担当責任者たる牢屋見廻役が牢屋敷に赴けば、おそらく下にも置かない扱いを受けていたであろう。その五郎左衛門が20年後にこの牢屋敷に収監されることになるとは何とも皮肉である。

2) 養生所見廻役

文政6年（1823）、養生所見廻役に転じた。旧幕府引継書・南撰要類集に文政6年（1823）に五郎左衛門が養生所見廻役として褒美を受けている文書がある。これによればその褒美は銀10枚。同時に北町奉行所の養生所見廻役の米倉某も受領している。これは特に大きな功績があった訳ではなく、大過なく勤めれば毎年暮に褒美と与えられるものであり、いわば手当のようなものと考えられる。

養生所は8代将軍吉宗の時代、享保7年（1722）12月4日に開設された幕府の病氣治療施設である。この画期的な福祉施設は、享保の改革を進める吉宗が庶民の声を吸い上げるために設けた目安箱に、小石川伝通院の医師・小川笙船が貧しい者の病気を治すための療養所を作って欲しいという訴えたことから実現した。

訴状を読んだ吉宗は腹心である町奉行・大岡忠相に命じて小川笙船と面談・調査をさ

せ、江戸小石川の薬草園内への設立を提案して実現した。

養生所の経費は全部幕府から支出されたので、その運営管理が正しく行われているか監察する業務が町奉行所に委託され、南北各2人（後に各1人）の与力が養生所見廻役に任命されるようになった。

享保撰要類集の記録によると、享保18年と19年の大岡越前守組（南町）の養生所見廻役は曾祖父の仁杉幸右衛門であった。

五郎左衛門が養生所見廻役についていたのは文政5年の町鑑発刊後から、翌年の町鑑発刊までの短い期間であった。

3) 本所見廻役

文政6年（1823）、五郎左衛門は本所改役（または本所見廻役）に就いている。本所や深川に住む人達は、大川（隅田川）の向こうに行くときは「江戸に行く」と言っただといわれるほど「江戸であって江戸でない」特殊な地域で、以前は町奉行所の管轄ではなく、本所奉行所という別の役所があった。

しかし、将軍吉宗の時代、享保4年（1719）に本所奉行所を廃止して町奉行所管轄とし、新たに本所深川見廻役が設けられた。

南撰要録に次のような記録があり、北町奉行中山出雲守時春配下の満田作左衛門、南町奉行大岡越前守忠相配下の中田郷左衛門が初代の本所深川見廻役に任命されたことがわかる。

本所見廻役、享保四年四月本所奉行所差止に付、井上河内守殿へ相伺候上、同年九月十七日本所深川見廻役として、月番中山出雲守へ両組与力招呼申渡之、此度奉行所廃止被成候に付、向後町奉行支配に被仰付候、只今の諸受負屋敷被召上、右地代口代之料を以本所深川筋御修復被仰付候筈に候、依之両人へ右御用申渡候間、諸事致吟味可相勤旨申渡す。

但本所深川諸事御用務方之所懸り之与力方に之有。

享保四年

中山組	満田作左衛門
大岡組	中田郷左衛門

本所見廻役には五郎左衛門の曾祖父幸光、祖父の幸右衛門幸計が何回も就任している。

五郎左衛門は天保2年（1831）の町鑑でも本所見廻役であったことが確認されるので、約8年間勤めたことになる。

4) 同心支配役

天保2年（1831）11月、年番方を勤めていた義兄・八右衛門が引退し、倅の幸雄に家督を譲った。このため南町奉行所では大きな人事異動があり、それまで1番組に属していた五郎左衛門は5番組に移り、その序列1位、すなわち同心支配役に昇進した。

天保12年の「与力同心前録」に

仁杉五郎左衛門

享和元酉年十二月二日 見習

同年十二月十八日御抱入
天保二卯年十一月十六日支配役

とある。上記に引用した町鑑はその人事異動前に発行されたものである。

南北の町奉行所は所属する与力・同心を1番組から5番組の5組に分け、各組に与力5騎、同心20人を目安として配属させた。

所属する与力には序列があり、その筆頭を同心支配役、筆頭与力、あるいは支配与力などと称した。この同心支配役が1組の同心を預かり、同心の任免権を持った。

毎年年末に自邸に所属同心を集め、「長年申しつくるように」という決まり言葉で同心の次年度の「契約更改」を言い渡したという。

同心支配役になると役料30石が付加される。

5) 年番方

5人いる同心支配役の中から2人(3人の時代もあった)が年番(歳番とも)方となる。当初は支配役の当番の形をとったので年番の名があるが、この時代には経験を積んだ有力な与力が選ばれて何年も連続して勤めるようになった。

年番方は奉行所および組屋敷内の取締、人事、金銭出納を取扱う役で、まさに与力のトップ、奉行所内では奉行に次ぐ地位だった。

五郎左衛門は天保2年(1831)11月に同心支配役に昇進しているが、その2年後の天保4年(1833)の万世町鑑で、年番方に就任していることが確認できる。

町奉行所の中核として、この年から始まった天保飢饉から江戸市民を救済する対策の実質的な責任者となった。

江戸町触集成第13巻13100号文書(巻末資料編参照)は、天保7年の飢饉に際して、市中見廻り同心達の行動をただす御触書であるが、この末尾に

南御番所に於いて、(北)御年番谷村猪十郎殿御立合、(南)仁杉五郎左衛門殿仰せ渡され候事

とある。

南町奉行所で北の年番方谷村猪十郎の立会いで、仁杉五郎左衛門から仰せ渡されたということで、この時五郎左衛門は南町奉行所の代表であった。

年番方は支配与力を兼帯し、同心6人が下僚として付属した。組頭とよばれた時代もあり、与力の責任者である。

与力の人事権は形式的には町奉行にあるが、実際には年番方が他の支配与力の意見を聞きながら策定した人事案を奉行が追認する形をとっていたので、実質的な人事権を握っていた。

人事のほかに奉行所の会計、与力給地の配当などの権限も持っており、まさに奉行所を統括し、奉行を補佐するNo.2であった。

現在の中央官庁に何も経験のない大臣が任命されて来ても、事務次官を筆頭とする役人集団が何の支障もなく行政を続けていける形に似ている。

なお、年番方与力は市中取締、諸色掛、御肴御青物掛、御鷹餌鳥掛など、いくつかの分課を兼帯することが多い。五郎左衛門が年番方を勤めていた間に、これらの兼帯分課で表彰を受けたという記録がある。

次の史料は、天保5年(1834)3月、幕府に上納する活鯛の数が減っていたのを奉行所の努力で回復して来たこと、御肴御青物掛を兼帯していた佐久間彦太夫と仁杉八右衛門に手当として、銀7枚づつと金5両づつが与えられた。

天保五年三月廿八日申渡

佐久間彦太夫
仁杉五郎左衛門

御用活鯛諸御肴類、近年御用多の処、七組肴問屋ならびに活鯛納入共、手薄にて納方不整に付、惣体改革同様取調べ、活鯛納入共も別段申付、問屋とも一統助成筋等の儀も行届、当時は活鯛許諸御肴額納方も追々宜相成、格別出精彼是骨折候に付、御手当として銀七枚づつ、別段金五両づつ之を下される。

右は、周防守殿これを仰渡さる。 午十二月

次の史料は天保8年(1837)4月の御大礼(家慶の將軍宣下)などの時、活鯛をはじめ肴類の上納に骨折したとして、12月24日、両名に銀五枚づつが与えられたという記録である。

天保八酉年十二月廿四日 於例席申渡之

佐久間彦太夫
仁杉五郎左衛門

右は、当四月御移贄、同九月御大礼之節、活鯛諸御肴納方御用取扱、骨折相動候に付、御褒美として銀五枚づつ被下之

右は、水野越前守殿被仰渡之
酉十二月

次の史料は玉子(卵)の上納についてである。卵は多くの業者から納入されており、その納め方や規格がまちまちであったが、納め方を統一し、且つ益金も出るようにしたということか、この功績により銀2枚づつを与えられている。

天保十一子年十二月廿二日

佐久間彦太夫
仁杉五郎左衛門

佐久間彦太夫
仁杉五郎左衛門

御用王子之儀は、納人共多人数にて区々之事有之候処、納方仕法も相立、其上納方二付御益金有之、右取調格別出精骨折候二付、為御褒美銀貳枚ツ、被下之

右は、水野越前守殿江伺之上仰渡之

子十二月